

原子力サプライヤが活用できる支援施策集

【令和5年度補正予算・税制改正、令和6年度当初予算・税制改正を中心に掲載】

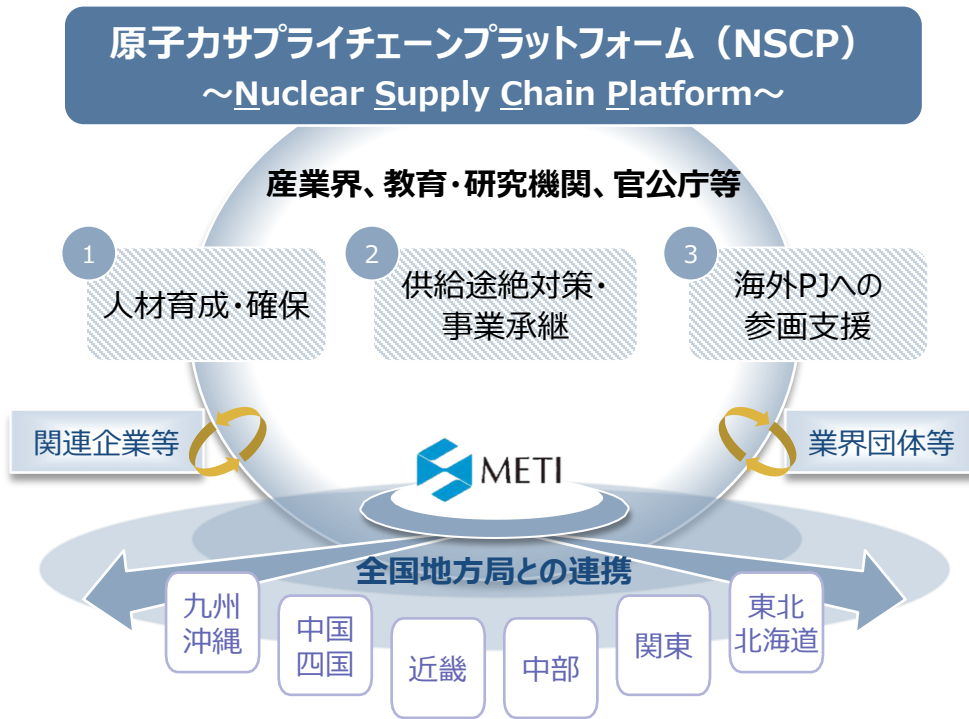
令和6年4月19日時点

経済産業省

サプライチェーンの維持・強化に向けた行動指針

- 人材育成・確保支援、部品・素材の供給途絶対策、事業承継支援など、地方経済産業局等と連携し、サプライチェーン全般に対する支援態勢を構築。
- 次世代革新炉の開発・建設が進む場合にも、サプライヤが実際に製品調達・ものづくり等の機会を得るまでには相当程度の期間を要することも踏まえ、関連企業の技術・人材の維持に向け、海外市場機会の獲得を官民で支援していく。

サプライチェーン強化の枠組み



支援策の概要

① 戦略的な原子力人材の育成・確保

- 産学官の人材育成体制を拡充し、大学・高専と連携したものづくり現場のスキル習得を進め、原子力サプライヤの講座への参加を支援

② 部品・素材の供給途絶対策、事業承継

- 地方局との連携も通じ、政府が提供する補助金・税制・金融等の経営支援ツールの活用を促進

③ 海外PJへの参画支援

- 国内サプライヤの実績や技術的な強みを発信する機会・ツールを積極的に企画・開発し、日本企業による海外展開を支援

革新サプライヤチャレンジ

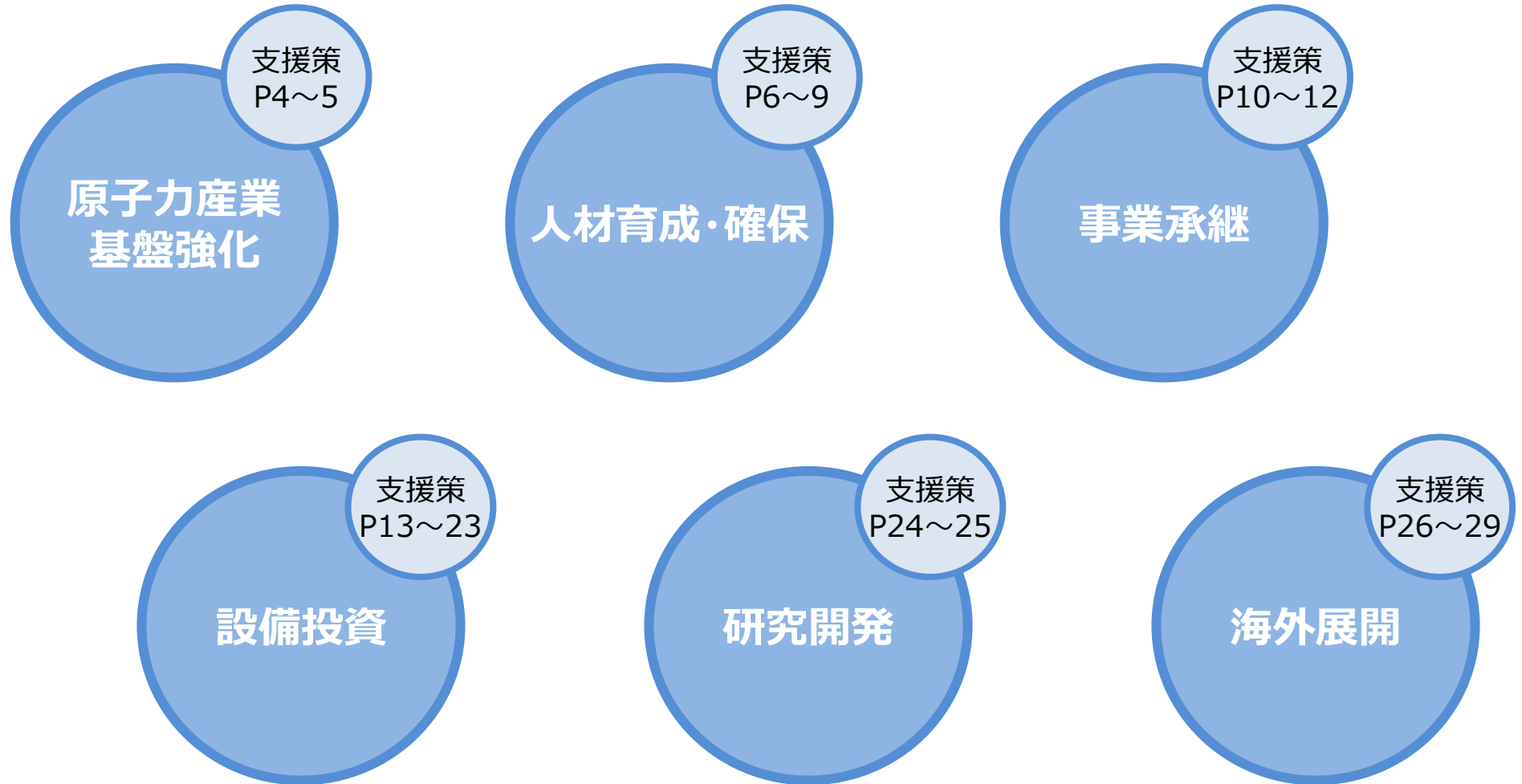
海外ベンダーへの発信・輸出金融・規格取得支援等を通じ、海外PJへの参画を後押し

炉型毎のチームを「革新サプライヤコンソーシアム」認定



原子力サプライチェーンの維持・強化に向けて

－ 目 次 －



(※) P.4～5 原子力産業基盤強化学業以外は、原子力サプライヤに特化した支援策ではありません。

原子力産業基盤強化事業①

令和6年度予算額 58億円（18億円）

事業の内容

事業目的

本事業では、原子力利用の安全性・信頼性を支えている原子力産業・サプライチェーン全体の強化のため、①世界トップクラスの優れた技術を有するサプライヤの支援、②技術開発・再稼働・廃炉などの現場を担う人材の育成等に取り組むこととしている。

これらの取組を通じ、原子力利用先進国として我が国が有する人材・技術・産業基盤を維持・強化し、不断の安全性追求と技術力向上に取り組むとともに、電力の安定供給に向けた原子力産業の構築を図ることを目的とする。

事業概要

我が国の原子力利用の安全性・信頼性を支えている原子力産業基盤の維持・強化を図るため、以下の取組を行う。

（1）世界トップクラスの技術力や経験を有している国内サプライヤによる原子力関連機器・サービスの安全性や信頼性向上に資する技術開発、事業撤退を余儀なくされる事業の継承、製造プロセスにおけるデジタル化の促進等を支援。加えて、持続可能な原子力産業基盤の実現に向けた課題に複数の事業者が連携して取り組むこと等を促進。

（2）国内外での革新炉市場への参画を目指すサプライヤに対し、①研究開発や性能検証、②海外規格の取得、③革新炉への対応に必要な設備改修等を支援。

（3）現場技術者の技術開発力強化・運転保守業務の技能向上・事故への対応能力強化のための講義や実習等により、原子力産業の現場を支える人材を育成。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）サプライチェーン強化事業、（2）海外市場獲得支援

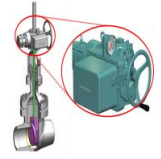


（3）原子力人材の育成支援事業



事業支援例

- 供給途絶リスクのある素材・部品の製造技術・事業の代替サプライヤへの継承
- デジタル技術の活用等による現場の製造ノウハウの高度化・技能継承
- 海外市場獲得を狙うサプライヤの海外規格の取得



～支援部品例～

成果目標

令和2年から令和6年までの5年間の事業であり、最終的には、原子力利用の安全性・信頼性を支えている産業基盤の維持・強化に向けて、原子力関連機器・サービスの実用化5件、事業者連携による業界協調の取組3件、サプライヤによる海外原子力市場への機器輸出5件を目指す。また、人材育成の講習や実習等への参加人数1,000人となることを目指す。

原子力産業基盤強化事業②

スケジュール・条件

～スケジュール～

	内容
24/4月12日～5月1日12時迄	公募期間
24/5月上旬～下旬	審査・採択決定
24/6月上旬頃（予定）	交付決定（事業開始）
24/12月上旬	中間検査
25/2月14日	事業終了期限
25/2月中旬頃	最終報告会
25/3月下旬	補助金支払

～補助条件～

【支援対象】
原子力関連の事業

【補助率】
1/2

【補助金上限額】
9億円

※詳細は右記リンクから
募集要領をご確認下さい

公募要領

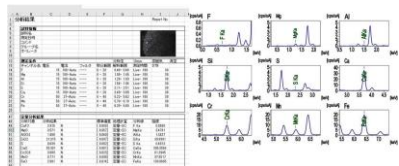
jGrantsリンクをご参照下さい（デジタル庁運営の補助金申請システム）

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W5h0000ZuKRYEA3>



支援事業例

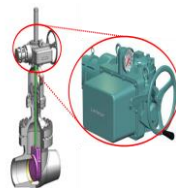
デジタル活用による省人化



～品質管理システム～

- 大型鋳鍛造品のプロセス管理は作業者の経験・技能に基づく**職人のノウハウに依存**。
- 計測機器等の導入により、管理状況を**データ化し、オンタイムで分析する品質管理システムを導入**。

技術・サービスの承継



～アクチュエータ～

- 電動弁の駆動装置（アクチュエータ）内の直流モータの製造企業（甲府明電舎）が、**2022年の撤退を表明**。
- 製造中止を踏まえ、日本ギアが**設計を引き継ぎ、代替サプライヤーによる製造・性能検査**を推進。

海外輸出のための規格取得



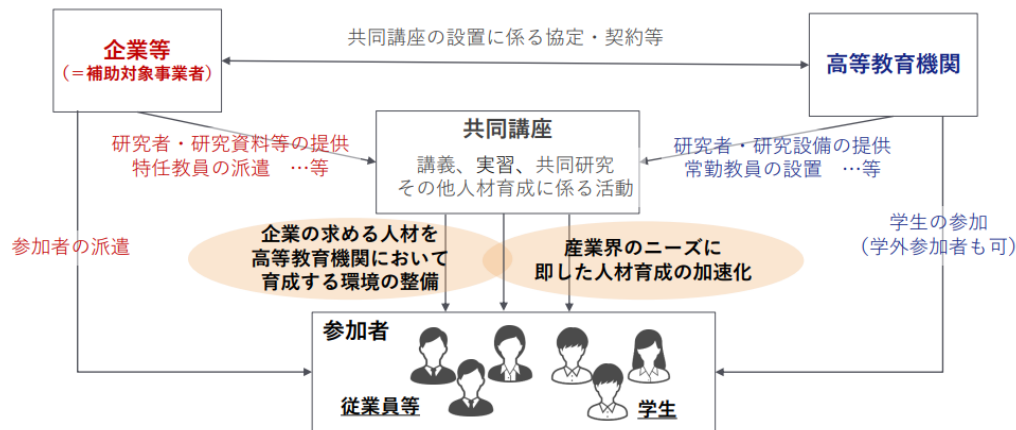
～輸出部品のイメージ例～

- 原子力向け高温高圧バルブは、近年では国内市場が低迷しており、製造・検査等の技能承継が課題。
- TVEのバルブは、国外**革新軽水炉市場にポテンシャルも**、入札参加に向けた**現地規格取得がネック**に。
- **国外の最新設計基準に適用**したバルブ製造能力の維持につなげる。

● 支援概要

企業等が、大学・高等専門学校等の高等教育機関において、自社が必要とする専門性を有する人材の育成を図るための共同講座を設置することを目的として費用を支出する際、当該費用の一部を補助します。

また、リスクリングと処遇の連動を推進するため、共同講座によるリスクリングの成果を処遇に反映する場合には、補助率を1/2へ引き上げます。



○通常枠

概要：共同講座を設置・運営する取組を支援
補助率：1/3以内、補助上限額：3,000万円（税抜）/事業

○処遇反映枠

概要：共同講座の設置・運営に加えて、共同講座によるリスクリングの成果等を処遇へ反映する取組を支援
補助率：1/2以内、補助上限額：3,000万円（税抜）/事業

補助対象経費

- ✓ 共同講座運営費
- ✓ 人件費
- ✓ 委託費・外注費
- ✓ 備品・機材導入費
- ✓ その他諸経費

● 支援対象

下記を全て満たす企業等

- 日本国内に登記し活動実績のある法人であること。
- 補助事業を遂行できる財務状況であること、または具体的な資金調達計画があること。
- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。 ほか

● 公募・申込・問合せ

- 公募締切:2024年6月7日(金)17時
- 一般社団法人社会実装推進センター(JISSUI)
共同講座担当
メール: sangaku-renkei@jissui.or.jp
電話：03-6843-3049

● 詳細情報・問い合わせ

令和5年度共同講座創造支援
事業費補助金 公募ページ



[詳細はこちら](#)

人材開発支援助成金（厚生労働省）

令和6年度当初予算額 **645億円**（658億円）

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスティング支援コース 573億円（505億円）

● 支援概要

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。【令和4年度実績：26,493件（支給決定件数）】

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外		
		OFF-JT		OJT
		経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）	正規雇用:45(30)% 非正規雇用:60% 正社員化した場合:70%		-
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練 企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練） 非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期実習型訓練）	45(30)% 60% 正社員化した場合:70%	760(380)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人 最低2か月 10(9)万円/人
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	30万円 ※制度導入助成	-	-
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル 75(60)%	960(480)円/時・人	-
	成長分野	75%	960円/時・人 ※国内大学院	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練（OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練）	60(45)%	760(380)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
	定額制訓練	60(45)%	-	-
	自発的職業能力開発訓練	45%	-	-
長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度及び 所定外労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	960(760)円 /時・人 ※有給時	-
	短時間勤務等	20万円 ※制度導入助成	-	-
事業展開等リスティング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	75(60)%	960(480)円/時・人	-

※ 各訓練において、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合などに経費助成率を15%加算。

● 支援対象

雇用保険適用事業主

● 申込・問合せ

各都道府県別の雇用
関係各種給付金申請
等受付窓口



[詳細はこちら](#)

● 詳細情報

人材開発支援助成金
のページ（厚労省）



[詳細はこちら](#)

● 支援概要（65歳超継続雇用促進コース）

- ① 65歳以上の年齢への定年引上げや定年の定めを廃止する事業主に対して助成します。
- ② 希望者全員を66歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入する事業主に対して助成します。
- ③ 他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等に必要な経費を全て負担した場合、送出し事業主に対して要した経費の1/2を助成します。等

【助成額】当該措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて以下の額を支給

① 定年引上げ又は定年の定めを廃止

措置内容 60歳以上 被保険者数	65歳への 引上げ	66～69歳への 引上げ		70歳未満 から70歳 以上への 引上げ	定年(70歳未 満に限る)の 定めを廃止
		5歳未満	5歳以上		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

② 希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

措置内容 60歳以上 被保険者数	66～69歳への 引上げ	70歳未満から 70歳以上への 引上げ
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

③ 他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66～69歳への 引上げ	70歳未満から 70歳以上への 引上げ
支給額 (上限)	10万円	15万円

※ 他社とは、特殊関係事業主を含む他の事業主を指します。

● 支援対象

雇用保険適用事業主

● 申込・問合せ

(独)高齢・障害・求職者雇用
支援機構の各都道府県支部
高齢・障害者業務課（東京
および大阪は高齢・障害者窓
口サービス課）



[詳細はこちら](#)

● 詳細情報

65歳超雇用推進助成金
のページ（厚労省）



[詳細はこちら](#)



賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

[詳細はこちら](#)

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】

改正前【措置期間：2年間】

大企業 ※1

継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%
+ 4%	15%					
+ 5%	20%					
+ 7%	25%					

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 3%	15%	+ 20%	5% 上乘せ	30%
+ 4%	25%			
-	-			
-	-			

中堅企業 ※2

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%
+ 4%	25%					

中小企業 ※3

全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5%	15%	+ 5%	10% 上乘せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%
+ 2.5%	30%					

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5%	15%	+ 10%	10% 上乘せ	40%
+ 2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

事業承継・引継ぎ補助金

令和5年度補正予算額 **2,000億円**の内数

● 支援概要

事業承継・M&A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M&A時の専門家活用費用等を支援します。

	経営革新枠	専門家活用枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	600~800万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ	600万円	150万円* *経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3* *中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下(物価高影響等)、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合：2/3	買手支援類型：2/3 売手支援類型：1/2・2/3* *①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合：2/3	1/2・2/3* *経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

● 支援対象

中小企業等

● 公募・申込・問合せ

- 第9次締切:令和6年4月30日(火)17時
- 事業承継・引継ぎ補助金事務局
【経営革新枠】
TEL 050-3000-3550
【専門家活用枠/廃業・チャレンジ枠】
TEL 050-3000-3551
受付時間 10:00~12:00、13:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

● 詳細情報

事業承継・引継ぎ補助金事務局ホームページ

【令和5年度補正サイト】



[詳細はこちら](#)

【全体サイト】



[詳細はこちら](#)

事業承継・引継ぎ支援センター

● 支援概要

事業承継の悩みや後継者不在の悩みを抱える中小企業等に対して、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等を行います。

以下の支援を無料で実施します。※

- 事業承継・引継ぎ（親族内・第三者）に関する御相談
- 事業承継診断による事業承継・引継ぎに向けた課題の抽出
- 事業承継を進めるための事業承継計画の策定
- 事業引継ぎにおける譲受／譲渡企業を見つけるためのマッチング支援
- 経営者保証解除に向けた専門家支援 など

※一部地域では支援内容が異なります。また、専門家派遣による支援等を実施する場合には費用負担が発生することがあります。




● 支援対象

中小企業等

● 公募・申込・問合せ


各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センター



[詳細はこちら](#)

● 詳細情報

事業承継・引継ぎ支援ポータルサイト



[詳細はこちら](#)



法人版・個人版事業承継税制に係る所要の措置 (相続税・贈与税)

- 事業承継税制は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上のために、**事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置。
- コロナの影響が長期化したことを踏まえ、法人版・個人版の**特例承継計画の提出期限を2年延長**することとし、適用期限の到来に向けて、早期事業承継への支援体制の構築を図る。

改正概要

※赤字が改正箇所

【特例承継計画の提出期限：法人版・個人版いずれも**令和7年度末**】

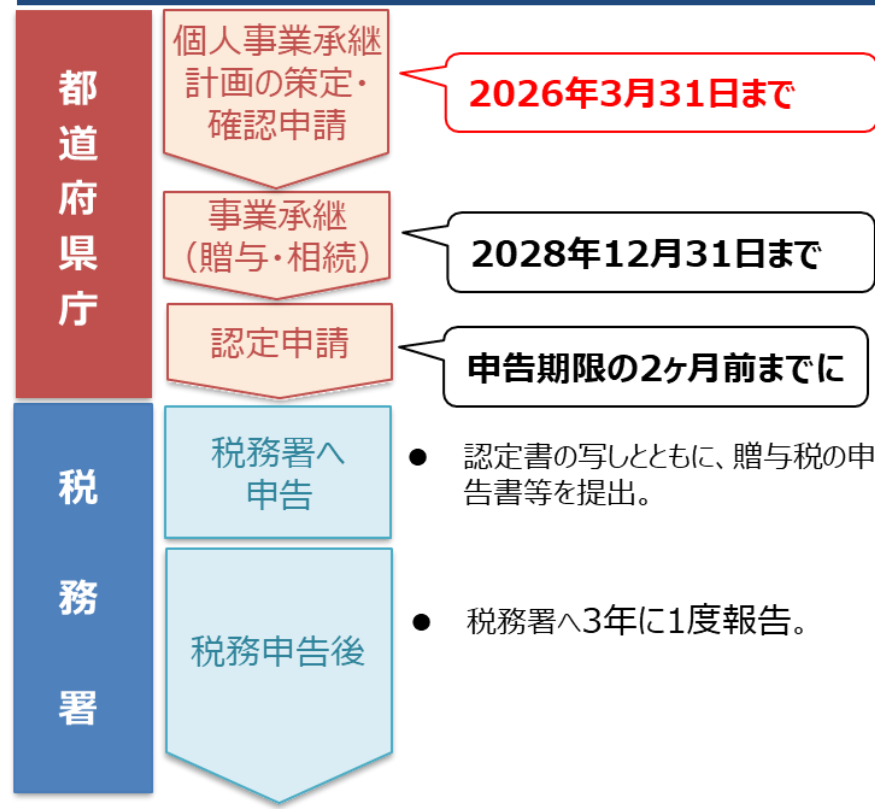
[詳細\(個人版\)はこちら](#)



法人版事業承継税制に係る手続



個人版事業承継税制に係る手続



ものづくり補助金 (ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金)

令和5年度補正予算額 **2,000億円**の内数

※グローバル枠はP.26を参照

● 支援概要

中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援します。

支援類型	補助上限額 (従業員数による異なる)	補助率
省力化（オーダーメイド）枠	5人以下：750万円 6～20人：1,500万円 21～50人：3,000万円 51～99人：5,000万円 100人以上：8,000万円	1/3～1/2 ※ 小規模・再生 2/3 ※ 補助金額1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3
製品・サービス高付加価値化枠		
通常類型	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円	1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3
成長分野進出類型 (DX・GX)	5人以下：1,000万円 6～20人：1,500万円 21人以上：2,500万円	2/3
グローバル枠	3,000万円	1/2 小規模 2/3

【大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例】

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100～2,000万円、更に上乘せ（新型コロナ回復加速化特例を除く）。

● 支援対象

中小企業、小規模事業者等

● 公募・申込・問合せ

- 18次締切：令和6年3月27日(水) 17時
- ものづくり補助金事務局サポートセンター
TEL 050-8880-4053
受付時間 10:00～17:00（土日祝日除く）

事業実施場所を新潟県・富山県・石川県・福井県の4県とする計画に限定して、2024年5月9日まで延長受付。(被災証明書・罹災証明書等が必要)

● 詳細情報

ものづくり補助金総合サイト

- ・公募要領
- ・スケジュール
- ・電子申請
- ・採択結果
- ・補助事業の手引き
- ・成果事例のご紹介
- ・データポータル



[詳細はこちら](#)

令和5年度補正予算を基に行う公募の補助事業実施期間は令和6年12月10日まで（令和6年12月10日までに実績報告まで完了する必要があります。延長はできませんのでご注意ください）。

● 支援概要

中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援します。

※赤字は令和5年度補正事業での拡充点です。

枠/類型	通常枠		インボイス枠 (インボイス対応に活用可能!)				複数社連携IT導入枠	セキュリティ対策推進枠
			電子取引類型	インボイス対応類型				
補助事業者	中小企業・小規模事業者等		大企業等	中小企業・小規模事業者等				
補助額	5万円～150万円未満	150万円～450万円以下	インボイス制度に対応した受発注ソフト ～350万円	インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト 50万円以下	PC・タブレット等 ～10万円	レジ・券売機等 ～20万円	(1)インボイス枠インボイス対応類型の対象経費 (左記同様) (2)消費動向等分析経費 ^(※1) (上記(1)以外の経費) 50万円×参画事業者数 補助上限: (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限:200万円	5万円～100万円
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5、3/4 ^(※2)	2/3 ^(※3)	1/2	(1)インボイス枠インボイス対応類型と同様 (2)・(3) 2/3
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費		クラウド利用料(最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費				サイバーセキュリティサービス利用料(最大2年分) ^(※4)

● 支援対象

中小企業等

● 公募・申込・問合せ

- 枠によってスケジュールが異なります。詳細はこちらからご確認ください。



[詳細はこちら](#)

- IT導入補助金2024事務局コールセンター
電話：0570-666-376
(IP電話はこちら：050-3133-3272)
受付時間：9:30～17:30
(土日、祝日を除く)

● 詳細情報

IT導入補助金2024
事務局ポータルサイト



[詳細はこちら](#)

中小企業省力化投資補助事業

(既存基金の活用等含め総額5,000億円規模。事業再構築補助事業を再編)

令和5年度補正予算額

1,000億円

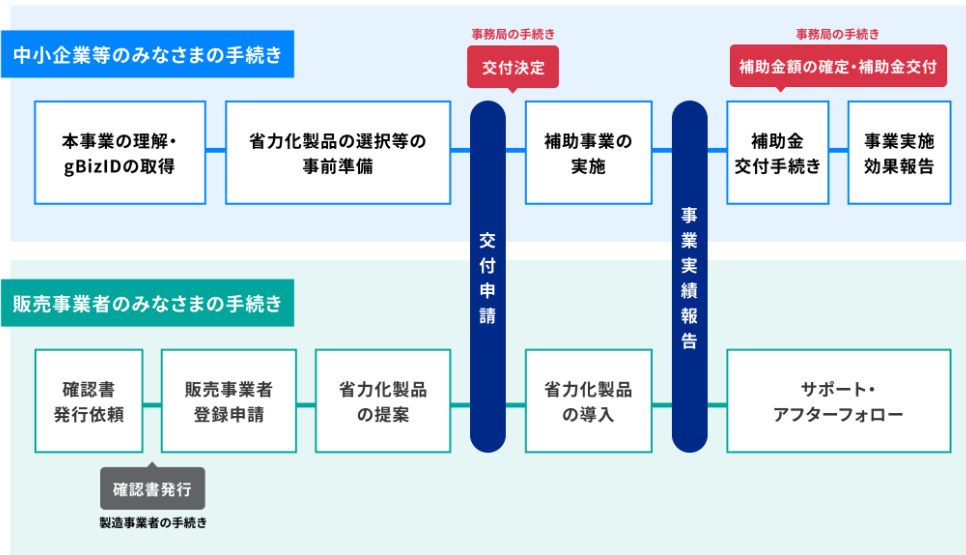
中小

● 支援概要

IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

補助対象	補助上限額	補助率
補助対象としてカタログに登録された製品等	従業員数5名以下 200万円(300万円) 従業員数6~20名 500万円(750万円) 従業員数21名以上 1,000万円(1,500万円) ※補助事業実施期間内に一定以上の賃上げを達成した場合、()内の額に補助上限を引き上げ	1/2

交付申請フロー



● 支援対象

人手不足の状態にある中小企業等

● 公募・申込・問合せ

- 申請時期は開始時期は後日事務局サイトでお知らせします。
- 中小企業省力化投資補助事業コールセンター
ナビダイヤル 0570-099-660
IP電話等 03-4335-7595
受付時間 9:30~17:30/月曜~金曜
(土・日・祝日除く)

● 詳細情報

中小企業省力化投資補助金
事務局サイト



[詳細はこちら](#)

※令和8(2026)年9月末頃までの間に複数回の公募を予定

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

中堅
中小

令和5年度補正予算額 **1,000億円**（国庫債務負担含め総額3,000億円）

● 支援概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
補助上限額	50億円（補助率1/3以内）
補助事業期間	交付決定日から最長で令和8年12月末まで ※ただし、補正予算の早期執行の観点から、極力、令和6年度（令和7年3月）末までに設備等の支払い・設置を前倒しする投資計画の策定をお願いいたします。
補助事業の要件	①投資額10億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ②賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限り。なお、土地代は対象外です。

● 支援対象

中堅・中小企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）※単体ベース

※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象となります。

※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。

● 公募・申込・問合せ

- 公募締切:令和6年4月30日(火)17時
- 中堅・中小成長投資補助金サポートセンター
電話 050-3667-8453
営業時間：平日午前10時～午後5時
（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

● 詳細情報

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金ポータルサイト



[詳細はこちら](#)

省エネ設備への更新支援（省エネ補助金）

国庫債務負担行為要求額 **2,325億円**

※令和5年度補正予算額：1,160億円

● 支援概要

工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要です。そのため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、一部の製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）【新設】、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）の3つの類型で企業の投資を後押しします。

(Ⅰ) 工場・ 事業場型 <small>※旧A B類型</small>	<ul style="list-style-type: none">生産ラインの更新等、工場・事業所全体で大幅な省エネを図る。補助率：1/2 (中小) 1/3 (大) ※先進設備の場合、2/3 (中小), 1/2 (大)補助上限額：15億円 ※非化石転換の要件満たす場合、20億円	【省エネ効果の要件】 ①省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量+非化石使用量：700ki以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 (先進要件) ①省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量+非化石使用量：1,000ki以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上
新設 (Ⅱ) 電化・ 脱炭素 燃転型	<ul style="list-style-type: none">電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助補助率：1/2補助上限額：3億円 ※電化のための機器の場合は5億円	対象設備は(Ⅲ) 設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ
(Ⅲ) 設備 単位型 <small>※旧C類型</small>	<ul style="list-style-type: none">リストから選択する機器への更新を補助補助率：1/3補助上限額：1億円	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入すること。

上記に加え、「(Ⅳ) エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能
➔ **いずれの類型も、複数年の投資計画に対応**

● 支援対象

- 中小企業、大企業等

● 公募・申込・問合せ

- 公募締切:令和6年4月22日(月)17時
 - (一社) 環境共創イニシアチブ 事業第1部
 - (Ⅰ) 工場・事業場型
 - (a) 先進設備 TEL 03-5565-3840
 - (b) オーダーメイド型設備 TEL 03-5565-4463
 - (Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型
TEL 03-5565-3840
 - (Ⅲ) 設備単位型
ナビダイヤル TEL 0570-057-025
IP電話からのご連絡 TEL 042-204-0989
 - (Ⅳ) エネルギー需要最適化型
TEL 03-5565-4463
- 受付時間 平日10:00~12:00、13:00~17:00
(土曜、日曜、祝日を除く)

● 詳細情報

- 省エネ設備への更新支援（省エネ補助金）ポータルサイト

[詳細はこちら](#)





DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の見直し及び延長

（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

- 日本企業が、そのDX推進において課題となっているデジタル人材の育成・確保に取り組むとともに、成長性の高い海外市場の獲得を含めた売上上昇につながる「攻め」のデジタル投資に踏み切ることがを後押しするため、要件を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

改正概要

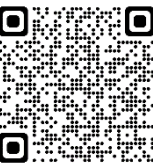
【適用期限：令和6年度末まで】

認定要件	&	① データ連携 （他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること） ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保、 デジタル人材の育成・確保 ）
	X	① 全社レベルでの 売上上昇 が見込まれる ② 成長性の高い海外市場の獲得 を図ること ③ 全社の意思決定 に基づくもの（取締役会等の決議文書添付等）

税制措置の内容

対象設備	税額控除	特別償却
<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア 繰延資産*1 器具備品*2 機械装置*2 	3%	or 30%
	5%*3	
*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る *3 グループ外の他法人ともデータ連携する場合		

- ※ **投資額下限：国内の売上高比0.1%以上**
- ※ **投資額上限：300億円**
（300億円を上回る投資は300億円まで）
- ※ **税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで**



カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充及び延長

(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

[詳細はこちら](#)

- 2030年度46%削減、2050年度カーボンニュートラルの実現に向けては、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。このため、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、炭素生産性等の要件を見直しつつ、**カーボンニュートラルに果敢に取り組む中小企業に対しては、その取組を強力に後押しする観点から、控除率を引上げ**。
- さらに、カーボンニュートラルに向けた投資は、**投資の検討から投資判断に至るまでの期間**や、**投資から設備の稼働まで一定の期間が必要**であることを踏まえ、**適用期間を長期化**。なお、対象資産から、需要開拓商品生産設備を除外する。

改正概要

【適用期間】令和10年度末まで

(**認定期間：2年以内＋設備導入期間：認定日から3年以内**)

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

(1) 対象

事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備

※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、**車両及び運搬具（一定の鉄道用車両に限る。）**。

ただし、照明設備及び対人空調設備を除く。

※措置対象となる設備は設備単位で炭素生産性が1%以上向上するもの

(2) 措置内容

現行			見直し・拡充		
企業区分	炭素生産性	税制措置	企業区分	炭素生産性	税制措置
—	—	—	中小企業	17%	税額控除14% 又は特別償却50%
なし	10%	税額控除10% 又は特別償却50%	大企業	20%	税額控除10% 又は特別償却50%
			中小企業	10%	
	7%	税額控除5% 又は特別償却50%	大企業	15%	税額控除5% 又は特別償却50%

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

対象



地域未来投資促進税制の拡充 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

[詳細はこちら](#)

- **地域未来投資促進税制**は、地域の特性を活かして**高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果**をもたらすとして、主務大臣の確認を経た事業計画に基づき行う**設備投資を促進する税制**。
- 賃金・技術蓄積等の面で地域に大きな波及効果をもたらす**成長志向の中堅企業**が、躊躇することなく、さらに**規模拡大していくために必要な大規模国内投資を後押しするための中堅企業枠を創設（税額控除率6%）**。

改正内容

※赤字が改正箇所 【税制期限：令和6年度末まで】

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常	特別償却40% 又は税額控除4%
	【現行の上乗せ要件】 下記①を満たした上で、②または③を満たす ① 労働生産性の伸び率 5%*2 以上かつ投資収益率5%以上 ② 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上	特別償却50% 又は税額控除5%
	【中堅企業枠】 上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業 ロ：設備投資額が10億円以上であること ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること	特別償却50% 又は 税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

賃金水準・成長意欲が高い中堅企業*3

1. 常時使用する従業員数が2,000人以下

※中小企業者及びみなし大企業を除く

2. 良質な雇用の創出

地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認

3. 将来の成長性

将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認

4. 経営力

成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

*2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率4%以上。

*3 産業競争力強化法において規定。



中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼働力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の場合は7%
- 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、**中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長する。**

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） <small>(A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)</small>	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以） <small>(A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)</small>	

- ※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。
- ※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。
- ※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。
- ※4 その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、**コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供するものを除きます。**



中小企業投資促進税制の延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

[詳細はこちら](#)

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、**一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用**を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- 物価高・新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、**適用期限を2年間延長する。**

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業 30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業 30%特別償却

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④その管理のおおむね全部を他の者に委託する機械装置で、コインランドリー業（その中小企業者等の主要な事業であるものを除く。）の用に供するものは対象外
 ※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要



[詳細はこちら](#)

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の新設 (固定資産税)

- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置を新設。

改正概要 【適用期限：令和6年度末まで】

<p><全体のスキーム></p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>国 (基本方針の策定)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> 協議 <div style="text-align: center;"> ↑ ↓ </div> 同意 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>市町村 (導入促進基本計画の策定)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> 申請 <div style="text-align: center;"> ↑ ↓ </div> 認定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>中小企業 (先端設備等導入計画の策定)</p> </div> </div>	<p>特例措置の対象企業</p>	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業														
	<p>計画認定要件</p>	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること														
	<p>対象設備等</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設備の種類</th> <th style="width: 30%;">最低価額要件</th> <th style="width: 40%;">投資利益率要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①機械及び装置</td> <td>160万円以上</td> <td rowspan="4">投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)</td> </tr> <tr> <td>②測定工具及び検査工具</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>③器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>④建物附属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> </tbody> </table>			設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)	②測定工具及び検査工具	30万円以上	③器具備品	30万円以上	④建物附属設備	60万円以上
	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件													
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)													
②測定工具及び検査工具	30万円以上															
③器具備品	30万円以上															
④建物附属設備	60万円以上															
<p>特例措置</p>	<p>固定資産税 (通常、評価額の1.4%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1/3に軽減 <ul style="list-style-type: none"> ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間 															
<p>適用期限</p>	2年間 (令和7年3月31日までに取得したもの)															

● 支援概要

Go-Tech事業（成長型中小企業等研究開発支援事業）とは、中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援する事業です。

	通常枠	出資獲得枠
事業期間	最大3年間	
補助上限	単年度:4,500万円 3年間合計:9,750万円以内	単年度:1億円以下 3年度合計:3億円以下 但し、補助上限は、民間ファンド等の出資者が出資を予定している金額の2倍を上限とする。
補助率	中小企業者等：2/3以内 大学・公設試等：定額 ※一部定額上限あり、課税所得15億円超中小企業等は1/2以内	
補助対象経費	人件費・謝金、機械装置等の設備備品費、消耗品費、委託費等	

※出資獲得枠
補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後1年までの間に、当該研究開発プロジェクトに関し、ファンド等の出資者からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠。

● 支援対象

中小企業者等

● 公募・申込・問合せ

- 公募締切：令和6年4月19日(金)17時
※令和6年度においては、第2回公募を行うことは現時点で予定しておりません。
- 主たる研究実施場所の都道府県を担当する経済産業局等

● 詳細情報

- 令和6年度予算「成長型中小企業等研究開発支援事業」(Go-Tech事業)

【採択想定件数】
通常枠：100件程度
出資獲得枠：8件程度（予定）
※あくまで見込みであり予告なく変更することがあります。



[詳細はこちら](#)

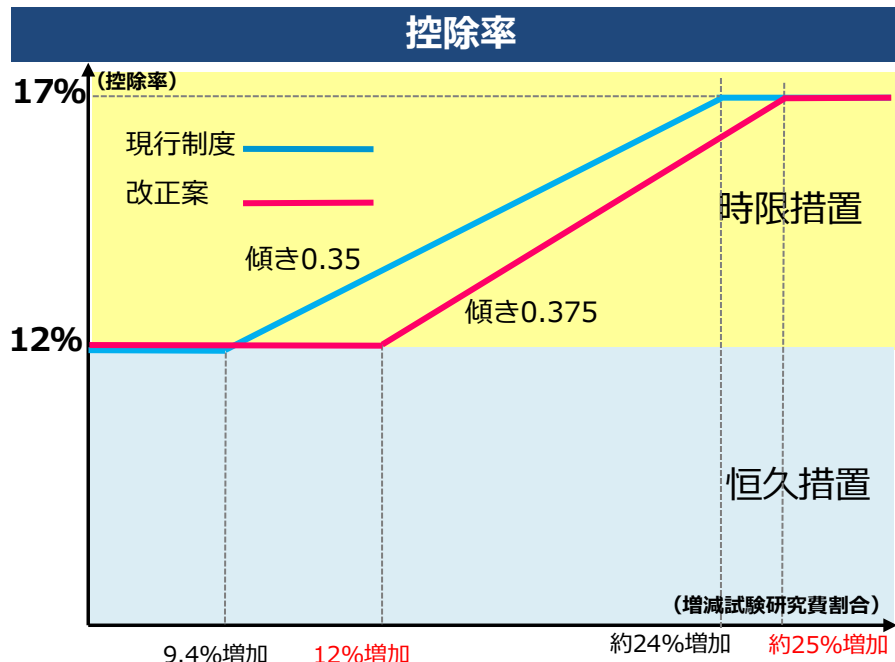
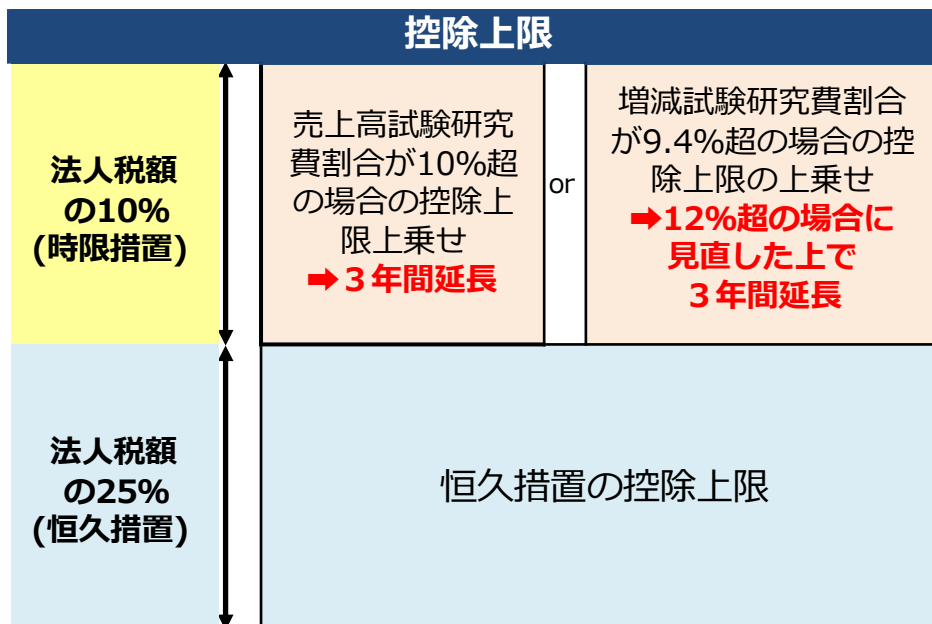


中小企業技術基盤強化税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税)

- 中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、**増減試験研究費割合に応じた控除率・控除上限の上乗せ措置を一部見直し**した上で、時限措置の3年間の延長を行う（コロナ特例については期限通りに廃止）。
- また、**スタートアップ**との共同研究や高度人材等の活用を促進するため、**オープンイノベーション型の見直し**や、**デジタル化への対応**やより質の高い試験研究を後押しする観点から、**試験研究費の範囲を見直す**。

改正概要

【適用期限（時限措置）：令和7年度末まで】



その他の見直し

オープンイノベーション型におけるスタートアップの定義の見直し・高度・外部研究人材の活用を促す措置の創設、試験研究費の範囲の見直し（サービス開発の対象の拡大、性能向上を目的としないデザイン的设计・試作は対象外）

ものづくり補助金・グローバル枠

令和5年度補正予算額 **2,000億円**の内数

※P.13「ものづくり補助金（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金）」の再掲

● 支援概要

中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援します。

支援類型	補助上限額 (従業員数による異なる)	補助率
省力化（オーダーメイド）枠	5人以下：750万円 6～20人：1,500万円 21～50人：3,000万円 51～99人：5,000万円 100人以上：8,000万円	1/3～1/2 ※ 小規模・再生 2/3 ※ 補助金額1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3
製品・サービス高付加価値化枠		
通常類型	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円	1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3
成長分野進出類型 (DX・GX)	5人以下：1,000万円 6～20人：1,500万円 21人以上：2,500万円	2/3
グローバル枠	3,000万円	1/2 小規模 2/3

【大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例】

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100～2,000万円、更に上乘せ（新型コロナ回復加速化特例を除く）。

● 支援対象

中小企業、小規模事業者等

● 公募・申込・問合せ

- 18次締切：令和6年3月27日(水) 17時
- ものづくり補助金事務局サポートセンター
TEL 050-8880-4053
受付時間 10:00～17:00（土日祝日除く）

事業実施場所を新潟県・富山県・石川県・福井県の4県とする計画に限定して、2024年5月9日まで延長受付。(被災証明書・罹災証明書等が必要)

● 詳細情報

ものづくり補助金総合サイト

- ・公募要領
- ・スケジュール
- ・電子申請
- ・採択結果
- ・補助事業の手引き
- ・成果事例のご紹介
- ・データポータル



[詳細はこちら](#)

令和5年度補正予算を基に行う公募の補助事業実施期間は令和6年12月10日まで（令和6年12月10日までに実績報告まで完了する必要があります。延長はできませんのでご注意ください）。

● 支援概要

「新輸出大国コンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」）は、政府系機関、地域の金融機関や商工会議所など国内各地域の企業支援機関が幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行う体制です。ジェットロはコンソーシアムの事務局機能を担っています。

海外ビジネスに精通した専門家による支援

■ 海外展開フェーズに即したハンズオン支援

各国・地域事情、実務に精通した専門家が、継続的な企業訪問やオンライン面談、海外出張同行を通じて、海外展開計画の作成支援から海外販路開拓、立ち上げを一貫して支援します。

※ 支援にあたっては審査があります。

※ 2024年度 ハンズオン支援申込み受付中。

■ 個別課題に対応するスポット支援

海外展開における実務で欠かせない各テーマについて、各国・地域事情や実務に精通した専門家、専門知識を有する専門家（弁護士/公認会計士/税理士等）などが支援します。

※ テーマ：海外展開戦略策定、貿易実務・商談、基準・認証、法務、税務・会計、物流

※ 対象はハンズオン支援を受けられている企業、ハンズオン支援のお申込みをご検討されている企業です。

● 支援対象

海外展開にご関心がある中堅・中小企業等

● 公募・申込・問合せ

- ジェットロ新輸出大国コンソーシアム事務局
TEL：03-3582-8333
受付時間：9:00～17:00（土日、祝祭日を除く）

● 詳細情報

新輸出大国コンソーシアム（ジェットロホームページ）



[詳細はこちら](#)

海外展開ハンズオン支援（中小企業基盤整備機構）

● 支援概要

豊富な実務経験・ノウハウを持つ海外ビジネスの専門家が、あらゆるご相談に無料でお応えし、皆さまのお取り組みを経営目線でナビゲートします。
オンラインでのアドバイスも可能です。どうぞお気軽にご相談ください。

例えば、こんな場面でのお悩みに対応可能です。

- 商品やサービスの輸出を考えているけど、何から始めればいいのか分からない…。
- 海外に拠点を作りたいけど、まずは事業プランの作り方を知りたい…。
- 海外子会社の運営がうまくいっていないので、なんとかしたい…。

- Point 1 貴社だけの海外展開の姿を一緒に考えます。**
- Point 2 1社1社のご要望に合わせた情報を提供します。**
- Point 3 相談は何度でも受けられ、無料です。**

本制度は**毎年2000社**を超える方々にご利用いただいています。ご相談のフェーズに応じ、専門家が海外現地の企業とのアポイント取得*1 や海外現地へ同行*2 支援も行うことが可能です。

*1 *2 所定の審査がございます。

● 支援対象

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

● 公募・申込・問合せ

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - ・本部（関東圏）
 - ・地域本部（関東圏以外）
 WEBフォーム、メール又はFAXにてお申し込みください。

● 詳細情報

海外展開ハンズオン支援（中小企業基盤整備機構ホームページ）



[詳細はこちら](#)

新規輸出1万者支援プログラム（ジェトロ）

● 支援概要

※輸出経験があっても支援の対象になります

「はじめて輸出」を応援します。※

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで何でもお任せください！

<たとえば、こんなお悩みありませんか>

- 海外との取引は全く経験がないんですが…
- 昔少し試してみたことはあるけど…
- 海外のたくさんの方に自社製品を知ってほしい！
- 欧州にも輸出してみたい
- ○○は輸出しているけど、新たに□□も輸出してみたい
- 現地バイヤーとの交渉に自信がありません
- ブランディングやプロモーションの方法は？
- 容器サイズやラベルデザインにルールはありますか？
- 現地の売れ筋商品は？ 価格設定は？

新たに輸出に乗り出すみなさまを後押しする支援策をご提案します。

- 専門家による伴走型支援
- 輸出向け商品の開発、ブランディング・プロモーション
- ECサイトを活用した販路開拓
- 輸出商社とのマッチング など

● 支援対象

輸出に取り組みたい中堅・中小企業等

● 公募・申込・問合せ

- ジェトロ 新規輸出1万者支援事務局
TEL：03-3582-4937 03-3582-4938
03-3582-4939 03-3582-4940
受付時間：9時～12時/13時～17時
（土日、祝祭日、年末年始除く）
※まずはプログラムにご登録ください。ご登録は無料です。

● 詳細情報

新規輸出1万者支援プログラム（ジェトロ）
ホームページ）



[詳細はこちら](#)

參考資料

中小企業、中堅企業等の定義について①

※施策によって、中小企業、中堅企業、みなし大企業等の範囲が異なる場合があります。詳細は最新の公募要領等でご確認ください。

中小企業向け補助金における中小企業等の定義（例）

業種 (中小企業基本法上の類型と日本標準産業分類上の分類は こちら)	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下	
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
旅館業	5千万円以下	200人以下	
④小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

※網掛け部分は中小企業基本法における中小企業の定義と小規模企業の定義。中小企業等経営強化法では網掛け部分に加えて、白抜き部分も中小企業と位置付けられる。

上記に該当しない場合は「大企業」となり支援の対象外となる。ただし、上記の要件に該当しても、以下のいずれかに該当する「大企業」とみなして、補助対象外とする補助金が多い。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

中小企業、中堅企業等の定義について②

※施策によって、中小企業、中堅企業、みなし大企業等の範囲が異なる場合があります。詳細は最新の公募要領等でご確認ください。

● 大規模成長投資補助金における「中堅・中小企業」の定義

- 常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等《単体ベース》 ※大企業:常時使用する従業員数が2,000人超の会社等
- ただし、以下のいずれかに該当する「中堅・中小企業」は、「大企業」とみなして、補助対象外とする。
 - ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
 - ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
 - ③ 大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
 - ④ 発行済株式の総数又は出資金額の総額が①～③に該当する法人の所有に属している法人
 - ⑤ ①～③に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

● 省エネ補助金（令和4年度補正）における「中小企業」の定義

- 中小企業基本法に準ずる。
- ただし、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。
 - ① 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。
※ ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。
 - ② 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

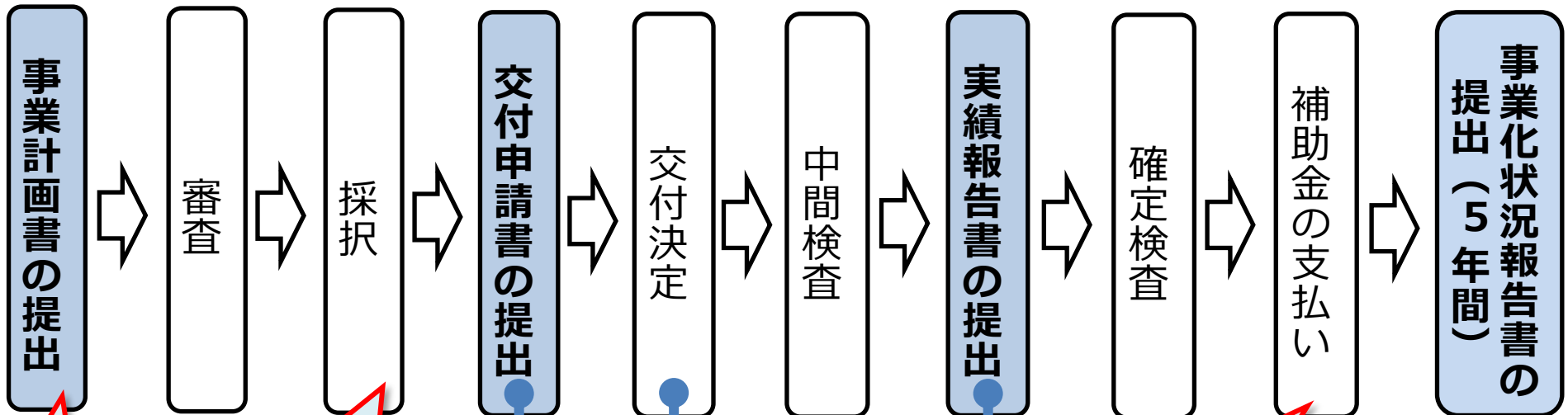
● 法人税法における「中小企業（中小法人）」の定義

- 普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を要しない法人

※ただし、以下の法人は、資本金の額が1億円以下でも中小法人とはならない

- ①相互会社
- ②大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人）、相互会社等の100%子会社
- ③完全支配関係（100%の出資関係）にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ④投資法人
- ⑤特定目的会社
- ⑥受託法人

補助金における一般的な事務手続きの流れ



電子申請の
場合が多いので注意
ID取得に
2~3週間必要

採択 = 補助金満額
交付を保証するもの
ではない点に注意

1件50万円以上の契約（発注）は、**2社以上の同一条件の相見積書**の提出が必要。

【注意点】

- ・交付申請書の提出時に有効な見積書であることが必要。
- ・同一条件であることを証明するため、見積依頼書の提出も必要。

交付決定日以降でなければ、**事業を開始できない**（契約・発注等ができない）。

補助事業期間内に検収・支払いまで終了させなければならない。

発注した機械装置が補助事業期間内に納品されなかった場合（代金の支払い含む）、**補助対象外となるので要注意！**

【参考】補助事業事務処理マニュアル

補助事業に係る経理処理及び検査等を実施する際に準備しておくべき資料等について、基本的事項を記載したもの。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

その他お役立ちサイト

ミラサポplus

中小企業向けの補助金・総合支援サイトです。



[ミラサポplusはこちら](#)

原子力サプライチェーンプラットフォーム (NSCP)

原子力サプライチェーンの維持・強化を目的に開設したサイトです。



[NSCPはこちら](#)

jGrants

(ジェイグラント)

デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。jGrantsを使って申請できる各種補助金を閲覧・検索することが可能です。

jGrants



[jGrantsはこちら](#)

主なコンテンツ

人材育成・確保

経済産業省予算の活用事例 就活支援・人材育成に係る事例 参考情報

供給途絶対策・事業承継

原子力サプライヤが活用できる支援施策集 補助金活用・供給途絶対策事例 参考情報

海外PJへの参画支援

海外オケージョン情報 革新サプライヤチャレンジ 海外プロジェクトへの参画支援事例
原子力分野における海外との協力関係 参考情報